

「保険金を使って自己負担なく住宅の修理ができる」という勧誘にはご注意ください！

道内で、「火災保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる」「保険金で雪害による自宅の損害の修理ができる、保険の対象になるか調査しないか」などと勧誘を受けたという相談が寄せられています。

今後も地震や雪害、風害等の自然災害が起こるたびに似たような相談が増加する可能性がありますので、十分に注意してください。

【過去にみられた事例】

- 火災保険で、雪害による自宅の被害の修理ができると事業者から勧誘を受け、事業者へ保険金請求と修理工事を依頼。実際に下りた保険金が請求額より少額だったので、修理工事の見直しを求めたところ、違約金を請求された。



被害調査をしませんか

保険金を使って修理
ができますよ

- 地震後、事業者から、地震で壊れた壁の修理が保険でできると勧誘を受け契約した。その後、やはり解約しようと思い、事業者に連絡するも連絡がつかない。

【アドバイス】

- 事業者から勧誘され、その場で契約を提案されても、もう一度よく考えることが大切です。また、契約をする場合には解約時の違約金や手数料等の有無、契約内容などを事業者へ確認することも重要です。もし契約が必要かどうか分からなければ、家族や周りの人などに相談してください。
- 契約しても、クーリング・オフや契約の取り消しができる場合があります。少しでも疑問や不安を感じた場合は、すぐにお住まいの自治体の消費生活相談窓口等に相談して下さい。
- 消費生活でのトラブルでどこに相談してよいか分からない場合には、一人で悩まずに“消費者ホットライン=局番なしの『188』”をご利用下さい。

～詳しくはこちらをご覧ください～

- **道立消費生活センターのホームページ**
(<http://www.do-syouhi-c.jp/soudan/jirei/jirei2013.html>)
- **独立行政法人 国民生活センターのホームページ**
(http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20180906_1.html)
- **一般社団法人 日本損害保険協会のホームページ**
(<http://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html>)

(問合せ先：環境生活部くらし安全局消費者安全課表示・取引適正化グループ 電話011-204-5213)

※ イラストは、「消費者庁イラスト集」より。